

令和元年10月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(令和元年12月)

地方海難審判所(全国8箇所) 34件	
事件種類(件)	乗揚12、衝突9、衝突(単)6、死傷等4、遭難2、運航障害1
関係船舶(隻)	漁船13、貨物船8、モーターボート5、遊漁船4、旅客船4、引船3、油送船2、ヨット2、押船、バージ及び水上オートバイ各1

令和元年10月中に言い渡された裁決34件のうち、

1件[かにかご漁に従事中的漁船から乗組員が海中転落して行方不明となった事件:仙台地方海難審判所]の概要をご紹介します。公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/2sd/sdR110/01sd019.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難概要】 能登半島北西方沖合において、A船(145トン)が、かにかご漁に従事中、甲板員が落水して行方不明となり、後に死亡が認定された。

【発生日時】 平成30年10月1日 18時05分

【発生場所】 能登半島北西方沖合
(舢倉島灯台から333度120海里)

【死傷者】 死亡1人

【損傷等】 なし

《原因》

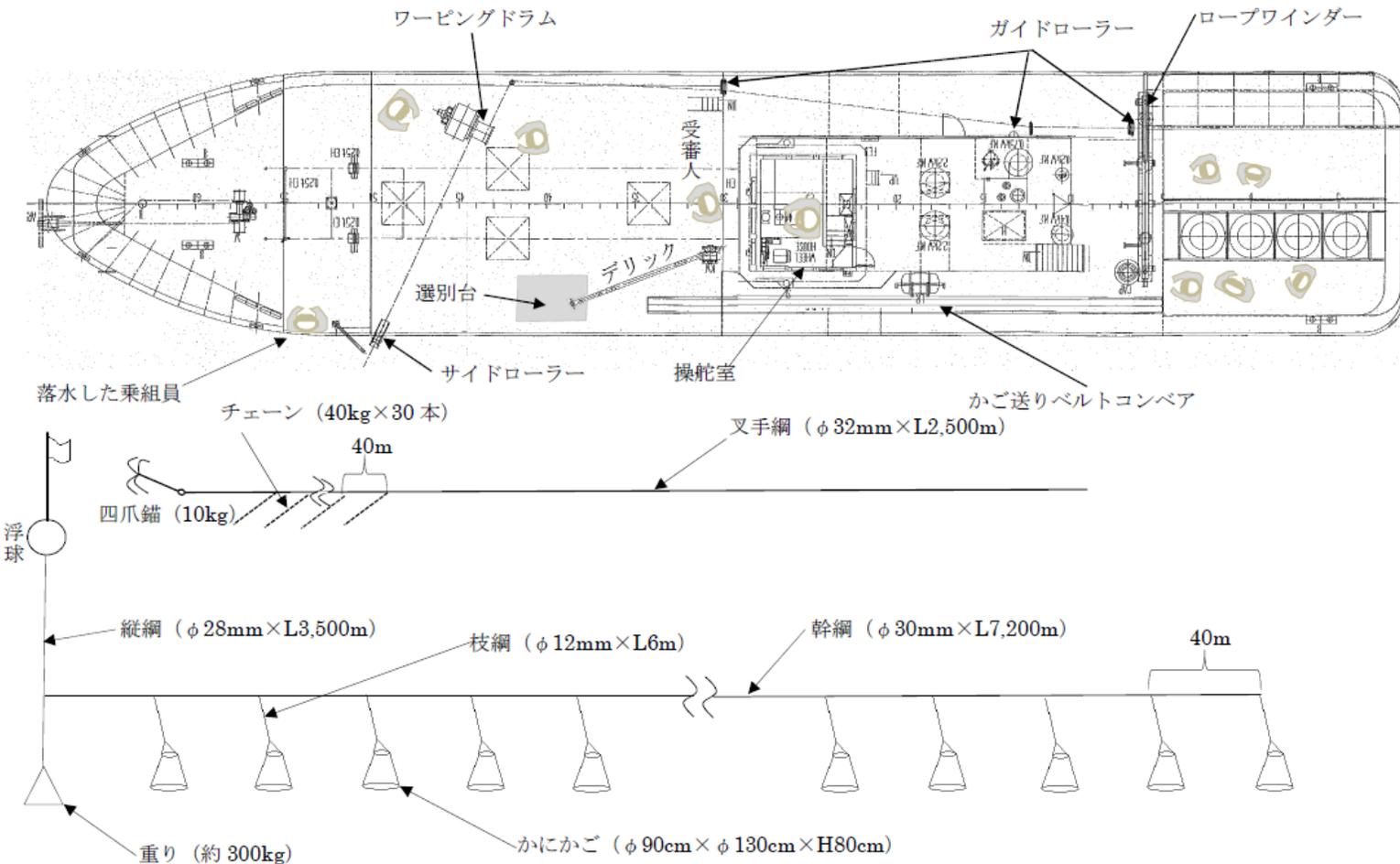
叉手網(さでつな)作業中、左舷船首部の作業スペース(ブルワーク上面が広がっている部分)上で待機していた甲板員に対する**安全確保の措置が不十分で、同甲板員が波浪による船体動揺によってバランスを崩し、海中転落した。**

《懲戒》

船長A: **四級海技士(航海)の業務を1箇月停止**

《原因の背景》

船長Aは、当該甲板員が作業スペース上で舷外に背を向けて膝を折って座っている体勢を認め、他の乗組員に比べ海中転落する危険性が高いと認識していたが、同甲板員が経験が豊富で、海中転落を心配するほどの海面状態ではなかったことから、海中転落することはないと思い、命綱又は救命胴衣の着用を指示するなど、安全確保の措置を十分にとらなかった。



《その他の情報》

叉手網(さでつな)作業: 叉手網の先端に取り付けた四爪錨で海底のかにかごの幹綱を引っ掛けて、サイドローラー、ワーピングドラム等を介して甲板上に引き上げる作業。

舷側で、叉手網に重りとして取り付けられたチェーンを捌く必要があり、当該甲板員が行う予定であった。